

会報

No. 154号

令和3年(2021年)
12月1日発行
発行人 越川康行

シルバーだより

公益社団法人 立川市シルバー人材センター

会員数(令和3年11月30日現在)
1,512名(男1,108名 女404名)
本部事務局 柴崎町1-17-7
☎042-527-2204
錦支部 錦町6-15-20
☎042-528-8041
砂川分室 砂川町1-52-17
☎042-534-3222

12月は安全就業強調月間です

安全管理推進委員会委員長 保坂 竹正

今年もあと約1か月、冬の安全就業
強調月間を迎える時期になりました。

11月下旬時点で、今年度の事故件
数が3件、昨年の同時期と比べると
11件減少しています。内訳は、傷害
事故が1件、賠償事故が2件となつて
います。特に傷害事故が昨年より7件
減っていることは、新型コロナウイルス
S感染拡大に伴う緊急事態宣言下で
の就業が続くなか、会員ひとりひとりの
事故防止への取り組みが実を結ん
だ結果であり、安全管理推進委員会を
代表してご協力を感謝申し上げます。
今年度は、東京都内では残念ながら
死亡事故も発生しており、また長期の
療養を必要とする重篤事故も発生し
ております。会員
皆様のこれまでの
取り組みを、是非
継続していただき、
月間及び今年度残



り3か月を事故0で終えられるよう、
ご協力をお願い申し上げます。

「ベテランの 自信と過信は
紙一重」

「急がない 心に余裕 常に持つ」

これからの季節は、早めのライト点
灯など「事故に遭わ
ない」対策をしつ
かり行い、一層の交通
安全・安全就業に努
めていただくようお
願いします。
月間中は、例年どお
り委員が各職場を巡
回し、職場の安全就
業の確認と交通事故
防止の取り組みへの
協力、新型コロナウイルス
イルス・インフルエ

自転車に
乗るときは
ルールを厳守
しましょう。

キキー



ンザ感染予防などを呼びかけること
にしております。
お互いに注意しあい、声を掛け合
い、ルール・マナーを守り、ご家族
とともに穏やかな新年を迎えていた
だきたいと思えます。
皆様のご協力をよろしくお願いい
たします。

冬季の健康管理は

安全就業の基本です

冬季は、朝夕・屋内外の寒暖差
により、風邪やインフルエンザ、血
圧などの健康管理にいつも以上に注
意が必要となります。また、引き続
き新型コロナウイルス感染防止にも
細心の注意を払わなければなりません。
常日頃から不要不急な外出を控
えたり、飛沫感染を防ぐためのマス
クの着用、手指の消毒、定期的な換
気、室内の適度な湿度維持などコロ
ナ禍での自身や家
族の健康管理に努
めましょう。



(1) 安全就業強調月間の「月間事故0」達成にご協力をお願いいたします。

交通安全講習会開催報告

10月22日(金)、女性総合センター・アイムホールにて、「交通安全講習会」が開催されました。

今年も、新型コロナウイルス感染症予防対策で会場の利用人数を抑え、講習会参加者を各職群班を中心に60名程度にしての開催が企画され、当日は62名の会員と委員の皆様にご参加いただきました。今回は、講師に立川警察署交通課交通総務係から講師をお迎えし、自転車安全利用、交通規則の順守、自転車走行中のルールやマナーなどをわかりやすく説明していただきました。また、講話後には、保坂安全



管理推進委員会委員長から当センターの事故状況と安全就業についての話もあり、事故防止への注意喚起も行われました。

今年も、新型コロナウイルス感染症予防対策で会場の利用人数を抑え、講習会参加者を各職群班を中心に60名程度にしての開催が企画され、当日は62名の会員と委員の皆様にご参加いただきました。今回は、講師に立川警察署交通課交通総務係から講師をお迎えし、自転車安全利用、交通規則の順守、自転車走行中のルールやマナーなどをわかりやすく説明していただきました。また、講話後には、保坂安全



ながらの生活と就業が続きました。10月に緊急事態宣言が解除され、徐々にこれまでの生活や行動に戻りつつある状況です。そうしたなかでの交通安全・事故防止は、就業や活動を安定して継続していくために最も重要なことです。常日頃から事故を未然に防ぐ意識を持つ、そのためには交通ルールやマナーを守ることが最善の方策であることを、改めて確認していただいた講習会でし

令和3年度 上半期事故発生状況報告

【傷害事故1件】

職種・活動内容	事故内容	事故の型	性別	年齢
家事援助サービス班	就業先へ向かう途中、動物病院入口スロープの段差で踏み転倒。地面に額をぶつけ膝に擦り傷を負った。	擦過傷	女	79

【賠償事故・その他の事故 計2件】

職種・活動内容	事故内容	程度等	性別	年齢
屋外作業班	運動広場で刈払い機で除草作業中、小石を飛ばし、5メートル先の家の車のフロントガラスに傷をつけた。	ガラス破損	男	70
屋外作業班	運動広場で草刈り機で除草作業中、サッカーゴールポスト横を通過するときに誤ってネットを破損した。	ゴールネット破損	男	78

上半期の事故発生状況

た。今年も、講習会を企画・開催していただいた安全管理推進委員会の皆様、お疲れさまでした。

働く方を募集している

職種のご紹介

現在、事務局では、働く方を募集している職種があります。当センターのホームページにも掲載していますが、特に欠員が長期になっているのは屋外・屋内の清掃作業です。ほかにも、家事援助サービス、植木剪定、除草作業、広報等の配布、保育補助などの仕事を希望する方の増強が必要な職種もあります。

皆さんのお知り合いや近隣の方の中で、「このような仕事で働きたい」、「短時間の仕事がいい」、「空いている曜日・時間帯で仕事があれば」という方がいらつしやいましたら、是非一度、入会説明会に出席していただくようお願いください。また、未就業の会員さんの中で清掃や除草・植木剪定・家事援助サービスの仕事での就希望する方は、本部事務局へご相談ください。お待ちしております。



会員アンケート調査

概要報告

9月に実施しました会員アンケート調査について、集計の概要を報告いたします。

調査対象の会員数は1,484名、回答数は881名で男性が664名、女性が204名、回答率は全体で59・36%でした。

今回のアンケート調査は、来年度以降の新たな経営計画を策定する上での参考資料とすることなどを目的に実施しました。調査では、選択式と記述式の設問に答えていただきました。

記述式設問には、多くのご意見・ご要望をいただきました。特に、今後の就業開拓、会員増強へのご意見・ご提案など新経営計画策定の審議に生かしてまいります。また、いただいた意見・要望の中で、センターの考え方や対応についてお答えする必要があるものについては、現在まともしているところです。1月には選択式の回答結果とともに「会員アンケート調査集計結果概要報告」として会員の皆様に配付する予定ですので、よろしくお願いたします。ご協力ありがとうございました。

発注者満足度調査

概要報告

10月に実施しました発注者満足度調査について、集計の概要を報告いたします。

調査対象の発注者は企業等60件、回答数は44件、回答率は73・3%でした。今回の調査では、「会員の仕事ぶり」、「会員の就業態度や接遇」、「事務局の対応」、「人材派遣への関心」、「現在の発注以外の仕事の依頼」、「センターへの意見・要望」をお尋ねするものでした。

「会員の仕事ぶり」、「会員の就業態度・接遇」については「満足・やや満足」との回答が約84%を占めた一方、「不満・やや不満」との回答も約10%ありました。

不満の理由としては、仕事の出来具合、従業員や利用者への態度・対応、言葉づかい、会員の高齢化、会員同士の意思疎通などが挙げられていました。

「事務局の対応」については、「満足・やや満足」との回答が約77%を占めた一方、「不満・やや不満」との回答も1件あり、会員の就業に関する対応が挙げられていました。

そのほか、センターが実施している人材派遣の説明を希望する発注者や「依頼したい仕事がある」と回答いただいた発注者もあり、今後、事業部会や事務局で対応していく予定にしております。また、いろいろな不満な点についても、会員への注意喚起など発注者により満足していただけるよう取り組んでまいります。

退会勧告基準を制定

センターでは、会員の不適正な行為の防止と万一行為が生じた場合の適正な措置を講ずることを目的に「退会の勧告に関する基準」を制定し、令和4年1月1日から施行することとしております。

今回、施行にあたり会員の皆様とその概要をお知らせします。

【不適正な行為とは】

- ① 次の行為が該当します。
 - ① 就業現場で不適切な対応により、就業先や利用者、会員等に著しく苦痛または不利益を与えた場合
 - ② 就業先やその他の場所で暴力行為があった場合
 - ③ センターの信用を著しく傷

つけた場合

- ④ 刑法等に抵触する行為を行った場合
- ⑤ 公序良俗に著しく反する行為を行った場合

【手続きについて】

- ① 発注者や会員からの申し入れ、また苦情等により不適正行為があったと思われる場合には、事務局が調査し、理事会に報告します。
- ② 退会勧告は、事務局の調査をもとに、行為の態様、故意・過失の別、責任の度合等を勘案して、理事会の議決により決定され、会長が会員に通知します。

【今回の制定について】

この基準は、何よりもセンターの信用・信頼を維持するためのものです。11月から開催している就業会員研修でも就業時の接遇についての啓発を行っています。職群班・職場において、日頃の就業態度・言葉づかいなど互いに注意し合い、発注者や利用者の信用を維持するようご協力をお願いいたします。

(5) 会員アンケートへのご協力ありがとうございました。詳細の報告は1月に配付します。

お知らせコーナー

就業報告書に関するお願い

毎月の就業報告書ですが、作業終了後または当月終了後にできるだけ早く事務局にご提出ください。月によっては連休・年末年始の休業等で報告書の処理期間が短くなっております。就業会員皆様のご協力をよろしく願います。

また、就業報告書を郵送される方は、必ず仕事の担当部署にお願いいたします。

総合相談窓口のお知らせ

総合相談窓口では、会員の皆様からの就業などいろいろな相談に応じる「総合相談日」を毎月 1 回開設しています。日程は左記のとおりです。相談希望の方は、事前にご予約ください。なお、1 月・3 には、砂川分室でも開催しています。

記

1 月 12 日、2 月 16 日、
3 月 16 日
いずれも水曜日、午前 9 時 30 分

ら午前 11 時 30 分まで。

相談時間は 30 分。

相談申込先 本部事務局総務係

527-2204

配分金振込日の予定

これからの配分金の振込日は次のとおりです。

11 月分	12 月 20 日(月)
12 月分	1 月 20 日(木)
1 月分	2 月 18 日(金)
2 月分	3 月 18 日(金)

会費納入のお願い

センター及び会員互助会会費は、就業・未就業に関わらず、会員として登録している間は年度ごとに納めていただくことになっております。

当年度の会費は規程により毎年 3 月末日までに納入することとなっており、令和 3 年度のセンター及び会員互助会会費を本部事務局及び砂川分室にて受け付けております。また、昨年度の会費も納めていただいてない場合は、2 力年度分の会費を納めていただきますようよろしく願います。2 月には会費未

納の方へ改めてご案内させていただきます。く予定です。

なお、退会したい方はお手許の会員証と見守り活動用ベスト・小旗を本部事務所もしくは砂川分室に持参または郵送してください。

訃報

錦町第 2 班
川口 英則 さん

入会后、水道検針や学校管理に就業するとともに、錦町第 2 班班長を 5 期 10 年にわたり務めていただきました。

一番町・西砂町第 1 班
久保田 淳一 さん

入会后、葬祭事業に就業し、葬祭事業班班長を務めるとともに、センターの理事を 4 期 8 年にわたり務めていただき、退任後は一番町・西砂町第 1 班班長として活動していただいております。

おふたりのセンターへの長年にわたるご貢献に対し感謝申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

編集後記

新型コロナウイルス感染も急減し、緊急事態宣言も解除され、徐々に日々の暮らしや行動範囲が戻りつつあります。立川市内でも、感染者が報告されることにならなくなりましたが、新たな変異ウイルスの報道など、油断できない日々が続いております。

センターの年度上半期は、昨年と比べて会員の就業も一部の職種を除き通常に戻り、契約金額等も回復しつつあります。会員の皆様にはさまざまなお苦勞をかけたし、またご協力をいただきました。今後も、感染予防とともに安全就業や事業の維持・拡大、会員増強、地域貢献活動など、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

新しい年を迎えるまで、1 ケ月を切りました。まだまだ感染拡大への不安などを抱えながらではありますが、ご家族と健やかに新年を迎えられることをお祈り申し上げます。

(事務局)